

福祉医療費助成事業費補助金の現状維持を求める意見書

福祉医療費助成制度は、医療費の一部を助成することにより、重度心身障がい者・乳幼児・母子家庭・父子家庭等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的にしたもので、医療機関にて受診した医療費の自己負担分を助成するものである。

市町村が行うこの助成事業に対し、岐阜県では、県と市町村の相互の役割と責任のもと、県 1 / 2 ・市町村 1 / 2 の負担割合とされているところである。

この制度は当市のみならず、現在、県下 4 2 の全市町村において実施されており、多くの住民がこの制度により、経済的な不安なく安心して医療機関で受診できている。

こうした中、県では行財政改革のもと、緊急財政再建策として、これまでの枠組みを崩し、県 1 / 3 ・市町村 2 / 3 の負担割合とする補助率の引き下げが打ち出されている。

このことは、市町村財政ばかりでなく住民生活をも圧迫するもので、到底容認できるものではない。

よって、県においては、これまでの県の役割と責任のもと、1 / 2 の負担を堅持することを強く要望する。

平成 2 1 年 1 2 月 1 7 日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 岐阜県知事